

感企第1298号
令和3年4月16日

診療・検査医療機関の長様

大阪府健康医療部長

ゴールデンウィーク期間における検査実施に係る協力金の交付及び診療・検査体制の確保について

日ごろより本府の健康医療行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症患者が顕著に増加する中、発熱患者等が確実に医療機関を受診できる体制を確保することが重要となっています。

とりわけゴールデンウィーク期間（4月29日から5月5日）においては、多くの医療機関が休診し、発熱患者等が一部の医療機関に殺到する可能性があることから、府ではゴールデンウィーク期間の診療・検査体制の確保に寄与する取り組みとして、当該期間中に新型コロナウイルスに係る行政検査を実施する医療機関に対し、検査実績に応じた協力金を交付する制度を設けました（別添参照）。

つきましては、同制度のご活用と併せて、ゴールデンウィーク期間におきましても、できる限り診療・検査医療機関として開設していただきますようお願い申し上げます。

なお、協力金の制度案内については、府ホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

《府ホームページ》

URL：http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona_kyouryokukin.html

問合せ先：06-7166-9988（コールセンター）
<土日祝日含む 午前9時から午後6時まで>
06-6941-0351（府庁代表）内線5753
<平日のみ 午前9時30分から午後6時まで>

（問い合わせ対応は4/19(月)から開始します）